

和歌山市ひきこもり支援ステーション事業
 プロポーザル実施に関する質問への回答について

(令和7年1月7日公表)

No.	質問	回答
6	<p>プロポーザル参加資格確認申請書の「(2) 事業実施施設の概要」は、ひきこもり支援ステーション事業についての施設や人員を記載するものか。それとも申請する団体が既に受託や運営している関連事業の施設や人員について記載するものか。</p>	<p>ひきこもり支援ステーション事業を実施される場合の施設概要を記載してください。</p>
7	<p>上記6の回答が、ひきこもり支援ステーション事業についての施設や人員を記載するものである場合、「(2) 事業実施施設の概要」の(注2)にあるように既に法人で雇用している人員のみを記載するものか。また、既に雇用している人員のみでないと配置できないか。(「(3) 実施体制」の「ア ひきこもり支援コーディネーター」の項目に「卒業見込み」をチェックする欄があったため、新規雇用も含まれると認識したが、それでよいか。)それとも、新規受託にあたり採用配置する予定の人員は配置できない、配置できるが記載しないものか。</p>	<p>人員配置についても上記6のとおり、雇用中の者や新規雇用者等、当事業を実施される場合の状況を記載してください。</p>
8	<p>人員について既に法人の業務をしている者で、雇用でなく委託契約で業務に携わっている場合、それが分かる書類を添付すればよいか。</p>	<p>プロポーザル実施要領の4(1)ク(ウ)のとおりです。なお、契約締結時には雇用形態を証する書類の添付が必要となります。</p>
9	<p>プロポーザル参加資格確認申請書の「(3) 実施体制」の「ア ひきこもり支援コーディネーター」について、複数名配置する場合は当該ページを人数分添付する認識でよいか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>